第1回 外来生物法施行状況評価検討会 議事概要

日 時: 令和 2 (2020) 年 2 月 26 日 (水) 14:00~16:30

場 所:環境省 第2・3会議室(中央合同庁舎5号館19階)

検討委員:

石井 信夫 東京女子大学現代教養学部 教授

石井 実 大阪府立大学 名誉教授(大阪府立大学 学長顧問)

磯崎 博司 岩手大学 名誉教授

大野 正人 公益財団法人日本自然保護協会

角野 康郎 神戸大学 名誉教授

五箇 公一 国立研究開発法人国立環境研究所生態リスク評価対策研究室長

戸田 光彦 一般財団法人自然環境研究センター 主席研究員

中井 克樹 滋賀県立琵琶湖博物館 専門学芸員

〇村上 興正 元京都大学理学部研究科 講師

村田浩一日本大学生物資源科学部動物資源科学科野生動物学研究室特任教授

(※ 五十音順、敬称略、○は座長)

【議事概要】

(1) 本検討会について

- ・本検討会の目的及び進め方について、特段のご意見なし。
- ・座長に村上委員を選出した。

(2) 2014年の法改正以降の施行状況について

<外来法に係る申請手続き件数について(参考資料 13)>

- ・確認・認定をとらずに防除を実施して成果を上げているものもあるため、それらも含め た評価が必要。申請件数だけを見ると過小評価になってしまう。
- ・ブラックバスは確認・認定をとらなくても駆除ができる(注:通常、駆除作業に生きたままの運搬・保管を伴わない)ため、防除の実態把握が難しいと思うが、都道府県や市町村から等、情報を収集して欲しい。
- ・飼養等の許可、届出について、セイヨウオオマルハナバチ以外の「その他」の内訳を示して欲しい。特にオオクチバスの件数も。
- ・日本から海外に運ばれる外来種については把握しているか。
 - →データとしては把握していない。世界的に、外来種は輸入国側が対策しているのが 現状。輸出国側で対応しているのは、二国間協定が結ばれているごく限られた国間 のみである。(環境省)
 - →今後、国際的な枠組みを視野に入れて議論していくことが重要。

<植物防疫法との関連(参考資料6)>

- ・植物防疫法で規制されているものの中には、輸入だけが規制されているものと、国内間 での移動も厳しく制限されているものがあるように思うのだが、これらの区別はどのよ うに行われているのか、カテゴリー分けがあるのか。
 - →植物防疫の担当に確認したい。(農林水産省)
- ・スクミリンゴガイは、以前は植物防疫法の検疫有害動植物に指定されており、特定外来 生物への指定検討時に二重規制になるという理由で却下された。しかしその後、国内に まん延しているという理由で植物防疫法の規制からも外されたため、現在は何も規制が かかっていないというおかしな状況になっている。一方で、有機農業を推奨する一部の 団体が全国に本種を拡げており、これを条例で食い止めようとしている自治体もある。 国としてこのような状況を把握し、指定について検討していただきたい。

(3) 外来生物法の施行にかかる課題と対応方針の検討

テーマ1:特定外来生物の指定に関する課題

<特定外来生物のカテゴリー分けについて>

- ・次回の法改正の目玉は、特定外来生物のカテゴリー分けだろう。アカミミガメについて 段階的規制が検討されたが、現行法ではそれは困難ということである。それならば、輸 入・流通・放出だけは規制されるようなカテゴリーを作ることが必要。
- ・アカミミガメのように被害が明確なのに指定ができない種がかなりあるが、多数飼養されていて、違法飼養や遺棄が大量に発生するおそれがあるからである。最も防ぎたいのは野外への遺棄なのだから、飼養には規制をかけずにそれ以外の輸出入や放出などを規制するカテゴリーが出来れば、こういった種も指定できるのではないか。
- ・アメリカザリガニは水生生物にとって非常に侵略的で、水草を始めとして環境自体を変えてしまう。これ以上の拡散防止や防除が進むような指定を。
- ・リスト掲載種についてパターンを分類してカテゴリーを考えるとよい。現在は、指定されているものとそうでないもので規制内容のギャップが大きい。第一段階として、飼養しているものは規制しない等、段階をつけてはどうか。何らかの法カテゴリーに指定されることによって自治体も注目し、防除の予算をつけやすくなる。
- ・大きく3つのポイントがある。一つ目は指定対象種をどうするか、二つ目はどのような 行為を規制するかで、これらのカテゴリー分けは可能。行為規制に譲渡を入れると非常 に厳しい規制となるが、放出のみの規制でも一定の意味はあるのかもしれない。三つ目 は区域指定で、他の法律で持っている保護区域制度と連携することは現状でも可能だが、 一般的な日常生活における当該種の利用に対する規制管理を導入しないと実際には意味 がない。方法としては、種指定をカテゴリー分けして、その中でこの種についてはこう いう行為規制というカテゴリーを作り、可能であればさらに区域指定についても加える、 というやり方はあるのかもしれない。

<未判定外来生物について>

- ・現在、未判定外来生物のミステリークレイフィッシュを特定外来生物に指定する予定がある。これは、本来は国内に存在していないことが前提の未判定外来生物が国内で流通している実態があるからだ。いったん国内に入ってしまったものには規制がかからず、自由に流通させることができてしまうため、これが法の抜け穴となっている。未判定外来生物の運用について検討する必要がある。
- ・未判定外来生物は国内に入っていないはずのものなので、上位分類群でまとめて指定しても大きな反対意見や影響は出ないはずである。国内に一定のニーズがあって輸入されるようなものは、今のうちに指定を検討するとよい。
- ・特定外来生物のカテゴリー分けをすれば、未判定外来生物から特定外来生物に振り分けられるものもあるかもしれない。

<地域の状況の違いにより指定できていないものについて>

- ・ツヤオオズアリは小笠原諸島での生態系被害が明らかになっているが、沖縄県ではすでにまん延していること等から指定は難しい状況である。沖縄県内で移動するのは良いとしても、県外に持ち運ばれることは絶対に避けなければならず、何らかの法的規制は必要と考える。
- ・地域指定を考えた場合、国内外来種との整理が難しいが、他法令や条例との連携を考え ではどうか。

<交雑種や、外見上での識別が困難なものについて>

- ・指定外の組み合わせによる交雑種が抜け穴になるため、一括で指定すべき。
- ・交雑が進んで遺伝子浸透してしまうと科学的に検出が困難となる。どこまで指定するかは慎重な対応が必要。
- ・「外来種×外来種」と「外来種×在来種」の2つに分けて考える必要がある。前者は全て規制対象でよいが、後者は難しい。検出可能かどうかが境となるか。
- ・チュウゴクオオサンショウウオと在来種の交雑個体について、厳密な同定には DNA を用いる必要があるが、現場で見ると外見でもほぼ一目瞭然であり、指定してもよいと考えている。たとえ 100%見分けられないとしても、魚が稚魚で同定できるかどうかが運用上特に問題になっていないことと同じである。遺伝子検査は簡便になってきており、基本方針の中の"特別な器具"と考えなくてもよいのではないか。
- ・ヒアリも専門家でないと見分けられないし、交雑種も DNA を見なくてはならないものも あるが指定している。技術の進歩で実際に見分けられる手段があるのに使わない・指定 しないというのは問題であり、基本方針を変えても良いのでは。
- ・国内希少野生動植物種の淡水魚スイゲンゼニタナゴの生息地に、非常によく似て見分け が困難な同属別種の外来種が侵入しているという情報もある。重点的に指定を検討して ほしい。

<明治元年以降の導入(基本指針)について>

- ・江戸時代以前の外来種も多く、それが時代の変遷とともに有害化することはいくらでも あるが、基本方針の中の「明治元年以降に導入されたものを対象にする」といった文言 を理由に指定できないのは非科学的なので削除すべきではないか。
- ・同記述は、「原則として、概ね」と二重に曖昧に書かれているので、現在の文章のままでも運用できるはずであり、検討していただきたい。

<その他、外来生物法全般について>

- ・昆虫では輸入物資に付着して新たに侵入してくる外来種が非常に多いが、今の手続きでは指定までに時間がかかり、その間に生息域が拡大してしまう。国内希少野生動植物種のような、国民からの提案制度や緊急指定種制度の他、初期防除が進む取組を検討してはどうか。
 - →規制と防除は切り分けて考えてよい。指定されなければ防除ができないわけではないので、そこは柔軟に対応したい。(環境省)
 - →非意図的侵入種は本来全て駆除対象で良い。現在、ヒアリ対策としてコンテナの管理が求められており、ワンプッシュ式の殺虫スプレーを提案している。コンテナを清浄化するシステムを導入すべきで、国土交通省との連携が必要である。
- ・近年、分類体系が大きく変更されており、定期的な分類体系の確認と、それを踏まえた 未判定や特定外来生物指定の見直し検討が必要ではないか。
- ・平成17年にシフゾウが特定外来生物に指定されているが、世界中で野生絶滅しており動物園が協力して繁殖している状況であるため、指定解除を検討してほしい。
- ・農林水産省との共管種が最近はほとんどない。農地に入って問題となっている植物を始め、農水省の関わり・連携がこれまで以上に必要。
- ・外来の食虫植物がため池などに意図的に植えられている。昔から希少種など採ってはいけないことは強く言われてきているが、外来種を植える、放つことに対してはルーズである。普及啓発も必要だが、法的にも対応しないと状況は変わらない。

<生態系被害防止外来生物リスト等について>

- ・外来種被害防止行動計画や生態系被害防止外来生物リストは良いものが出来ているが、 レッドリストのようにうまく活用できておらず、関連法も絡めた仕組みの検討を。都道 府県における活用状況を評価してはどうか。また、特定外来生物指定の専門家会合でも 議論して共有してほしい。
- ・都道府県で条例をつくっていても、種を指定して罰則まで規定しないと効果がない。条例を整備するメリットを伝え、国として全ての都道府県で条例策定が進むようにリーダーシップをとってほしい。

- ・産業管理外来種とされているブラウントラウトは、漁業権は数か所のみであるにも関わらず、それ以外で広まって大問題になっている。本来、産業の枠内で適正管理されるはずのものであり、評価の見直しや特定外来生物への指定も検討すべき。
- ・リスト掲載種で特定外来生物に指定できていないものについて、その理由を明らかにし、 どのようにしたら指定できるのか等、今後の方針を示さなければいけない。法の改正で はなく、運用の部分でできることもあるのではないか。

以上